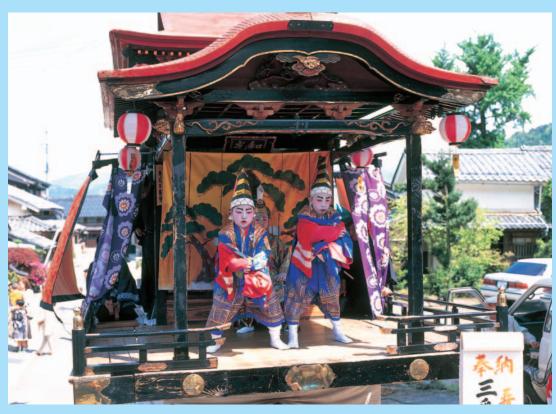
# 第10条語の情報は 大いろなにてすべ! 本に

# 第28号/2015年2月



#### 早瀬子供歌舞伎(美浜町)

美浜町早瀬地区で毎年5月5日に行われる150年も続く伝統的行事。その昔、疫病が流行した際、この子供歌舞伎を奉納してその病を鎮めたという伝説があります。山車の舞台で、同地区の小学生の男子が華やかな衣装をまとって舞いを披露します。その凛々しくも可愛らしい様子は見物客から大きな声援や拍手が送られます。

(写真提供:福井県観光連盟)

# **製 発行 敦賀税務連絡協議会**

ホームページアドレス http://www.taxtsuruga.jp

敦賀納税貯蓄組合連合会 敦賀青色申告会 公益社団法人敦賀法人会 敦賀間税会 北陸税理士会敦賀支部 敦賀小売酒販組合 敦賀商工会議所 わかさ東商工会

資料提供

敦 賀 税 務 署 福 井 県 嶺 南 振 興 局 敦賀市 / 美浜町 / 若狭町







申告書の作成は、国税庁ホームページの

確定申告

検索 「www.nta.go.jp」で





「確定申告書等作成コーナー」を利用して所得税の申告 などを作成すると、次の点で便利です。

- ① 24時間いつでも利用可能です。
- ② 税務署に行く必要がありません。
- ③ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- (4) データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。
- (5) 保存したデータは、翌年以降も利用できます。

チェック!

そのまま e- Tax (国税電子申告・納税システム)を 利用して税務署に送信(申告)することもできます。

所得税及び復興特別所得税・贈与税

3月16日(月)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者)

3月31日(火)まで

敦賀税務署の申告相談会場(敦賀駅前合同庁舎4階)の開設日は、2月2日(月)です。

1月30日(金)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署(3階)で相談することができますが、限られた職員で対応しており ますので、お待ちいただく場合があります。



復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

詳細については、税務署にお尋ねください。 敦賀税務署 0770-22-1010

# 復興特別所得税の記載漏れにご注意

## 確定申告書への記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすること とされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算 した金額です。

詳しくは国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

# 相続税

# 平成27年1月1日以降の遺産に係る 基礎控除額が引き下げられました

【改正前】

5,000 万円+

(1,000 万円 × 法定相続人の数)

【改正後】

3.000 万円+

(600 万円 × 法定相続人の数)

被相続人(亡くなられた方)から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産に 係る基礎控除額(3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合、相続税 の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常は、被相続人の死亡の日)の翌日 から10ヶ月以内に、申告と納税をする必要があります。

詳しくは国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

# 国外財産調書の提出制度

# 国外財産調書の提出をお忘れなく

その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数 量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出する必要があります。 ※その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出する必要があります。

詳しくは国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

# 平成26年1月から記帳・帳簿等の 保存制度の対象者が拡大されました



個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、 不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方 に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月 からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税 の申告の必要のない方を含みます。)について必要となりました。

# 税についてのご相談は 正規の税理士に!

# 平成26年度 中学生の「税についての作品」入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中 学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年度は、作文、書道とポスター合わせて781点 の応募があり、審査の結果、次の方が入賞されました。多数のご応募ありがとうございました。

# ポスターの部

○敦賀税務署長賞 西野綾希子

(美浜中学校2年)



○美浜町長賞

高木 光真(美浜中学校2年)



○北陸納税貯蓄組合 総連合会長賞 田邉 晋騎 (美浜中学校2年)



○敦賀納税貯蓄組合 連合会長佳作 山口 真弥 (美浜中学校3年)

# 作文の部

○国税庁長官賞

夛田晃一郎(角鹿中学校1年)

- ○一般財団法人大蔵財務協会理事長賞 釜谷 理永(粟野中学校 2 年)
- ○敦賀税務署長賞

山本 帆風(粟野中学校2年) 武田 樹里 (粟野中学校1年)

○敦賀市長賞

紗雪(粟野中学校3年)

○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞 田邉 理子(粟野中学校2年)

○敦賀納税貯蓄組合連合会長賞

田邉 朱理(粟野中学校3年) 道勇 秀哉(粟野中学校2年)

○敦賀青色申告会長賞

竹中 厘花 (角鹿中学校3年) 怜温(粟野中学校1年) 奥

○公益社団法人敦賀法人会長賞 古川 綺乃(角鹿中学校3年) 福島 奏虹(松陵中学校1年) ○敦賀間税会長賞

綺来々(粟野中学校2年) 林 航世(粟野中学校1年)

○敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作

莉奈(角鹿中学校3年) 北嶋

祭(粟野中学校2年) 池田

石橋 花梨 (粟野中学校2年)

畠中 蒼太 (粟野中学校2年)

悠乃(粟野中学校1年) 计子 小畠 淳貴(東浦中学校3年)

嶋田 知温(気比付属中学校1年)

# 国民と国家の連携プレー

角鹿中学校 1 年 夛田晃一郎

先日、兵庫県議会のある議員が、目的のはっきりとしない頻繁す ぎる出張について会見を行い、号泣したとして話題になった。この 議員が使った政務活動費の使用目的が問われている。政務活動費 は、議員の調査・研究などの活動のための資金のことを言う。これ は国民が支払う税金によってまかなわれている。正しく使われるべ き政務活動費。この議員は税金の重さをどう考えていたのだろうか。

税金は、身の周りの様々なことに使われている。ぼくたち中学生 一人あたりの税金負担額は、約九十四万七千五百円にもなるそうだ。 この中には、教科書、学校図書館の本、学校の設備維持費(電気 や水道など)が含まれている。暑い夏にエアコンのきいた教室で勉 強ができるのも税金のおかげだ。だからぼくは税金を払ってくれて いる人への恩返しという意味でも、一生懸命学業にはげまなけれ ばいけないと思う。

他にも、税金は公園や図書館、道路の維持管理、建設などにも 使われている。七月二十日、舞鶴若狭自動車道が開通した。この 道路も、税金で造ったものだ。

また、四月一日に八パーセントに増税された消費税。この三パーセ ントの増税分は、年金や医療の安定化と充実のために使われるそうだ。 このように、税金は世の中の利便化やぼくたちが安心して生活す るために使われていることが分かる。では、税金がなかったらどう なるのだろうか。

まず、個人の負担が増える。火事などの災害が起こったとき、被 害を受けた人は多額のお金を支払わなければならない。先日、ぼ くの家の前に住んでいるおじいちゃんが具合が悪くなり、救急車で 運ばれた。急病や事故のことを考えると、安心して暮らすことがで きなくなってしまう。また、道路は整備されず、公共施設はこわれ ても修理されないため、とても不便な生活を強いられることになる。 このように、税金は世の中でとても大切な役割を担っているのだ。

だからぼくは、国民が税金をしっかりと納め、国や県、市、町が それを正しく使う国民と国家の連携プレーが重要だと思う。国家が 税金を有効に使わなかったら、それは国民の暮らしに反映されない。 国家が税金をいかに有効に使うかということもポイントだと思う。

日本の消費税はヨーロッパの国々に比べてかなり低いそうだ。し かし、消費税が高いヨーロッパの国々は、軽減税率などの導入によ り税金を有効に使っている。

このまま日本が少子高齢化の一途を辿っていくならば、ぼくが、 納税者"になる頃は今よりもっと負担が大きくなることは間違いな い。税金の使い方をより精査し、諸外国の仕組みを取り入れて、ぼ くの父や母を含め、今社会に貢献している人たちが安心して暮らせ る日本にすることがぼくたちの義務だと思う。

# 書道の部

○福井県知事賞

佑樹(松陵中学校3年)

○敦賀税務署長賞

竹島 優希 (気比中学校2年)

○北陸納税貯蓄組合総連合会長賞 礒部 星凪 (粟野中学校3年)

○福井県納税貯蓄組合総連合会長賞 岩﨑 祐奈 (粟野中学校2年)

○敦賀納税貯蓄組合連合会長佳作

上田 菜乃(気比中学校1年)

近藤ひなた(気比中学校1年)

橋本 麗未 (気比中学校 1年) 美咲(松陵中学校3年) 梅木 千裕(松陵中学校3年)

野村 美巴(松陵中学校1年)

橋本ひまり(松陵中学校1年)

北野 流伊(角鹿中学校3年)

石橋 花梨 (粟野中学校2年)

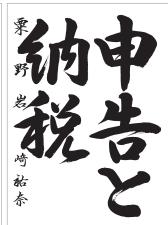
国京 真愛(粟野中学校1年)

松居 俊伍 (気比付属中学校 1年)









平成 26 年度 高校生の税に関する 作文入賞者

#### 429点の税に関する高校生の作文が寄せられました。ご応募ありがとうございました。

金沢国税局長賞 敦賀税務署長賞

「災害と当たり前と税」 「世界の税金」

今井 未来(美方高等学校1年) 「これからの税について」 浅妻 克哉(敦賀高等学校1年) 四ッ橋千香(美方高等学校1年)

# 災害と当たり前と税

#### 美方高等学校 1 年 今井 未来

消費税増税に、税金を扱う政治家の汚職。私はこの一年幾 度となく税について考える機会があった。けれど一番深く税に ついて考えたのは、昨年の九月の、あの台風が来た時であった。

あの台風は私達の住む地域に大きな影響を与えた。私の 集落は、両側が数キロにわたり冠水し、集落の外に出られ なくなった。私の友達や祖父母が住む地区は土砂崩れでた った一本の県道が塞がれた。買い物にも、学校にも、仕事 にもいけない。万が一の事態が起きても救急車もこれない。 たくさんの人が日常の当たり前の生活を送れなくなった。 私も普段の生活が決して当然のものではなく、多くの人や 物に支えられていることに気がついた。そうやって自分の 命は生かされているのだと感じた。

冠水が完全に消えるのには時間がかかった。土砂崩れの 道に代わりの橋を立てるのにはその何十倍もの時間がかか った。その間、かろうじて通れる山道を私達は利用した。 その時、朝早くから夜遅くまでいつも誘導してくれる人が いた。土砂崩れのあった地域の人達は船を利用した。土砂 崩れの場所を越えて着いたこちら側の港から、病院やスー パーをつなぐ臨時バスも出た。けれど、やはり不便な生活 は続き、船で学校に通っていた友人は、天候が悪くなると すぐに帰らなければならなかったし、家からは通えない友

人は宿泊施設から通い、ずっと家族に会えない生活をして いた。その中でも、友人は以前と形は違っても学校に通っ てみんなに会えて部活ができることを喜んだ。しばらくし て橋は完成し、みんなが元の生活を取り戻した。

あの台風は人の命や生活を奪っていった。当たり前が消 えた日々だった。私は普段の生活がどれだけたくさんの人々 や物に支えられているのか、これから決して忘れない。当 たり前ではなくなった生活を普段の生活に戻すために、ど れだけたくさんの人が頑張ってくれたのかも忘れない。そ して、そのために多くの税金が使われたことも、その裏に、 たくさんの納税者が働いて払った税金だということも覚え ておきたい。一度意識して見ると、周りにはたくさん、税 金が使われている物がある。税金が私達の生活を陰から支 えてくれていたことに気付き、何も知らずに生活していた ことを恥ずかしく思ったのと同時に、たくさんの人への感 謝がうまれた。万が一の事態が起きた時、命を救ってくれ るのも、助けてくれるのも、普段の生活を支えてくれてい るのも税である。当時中学生だった私も今は高校生である。 バイトもできるし、あと数年で社会にでる。税や納税者へ の感謝を忘れず、私も一人の立派な納税者になりたい。

# 社会保障・税番号制度の概要

### 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

具体的には、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書 などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

# 個人番号及び法人番号について

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。また、住民票を有 する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に付番・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。法人番号は個人 番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

#### 社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

#### 《社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ》

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html)
- ・マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル)**0570-20-0178**※ナビダイヤルは通ぎ料がかかります。 TRD 0 15 0 2 2 2 ※ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分~17時30分(十日祝日・年末年始を除く)

#### 《国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報》

国税庁ホームページのトップページ下段の (金銭を) (1995) をクリック。 (http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm)

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

#### 敦賀納税貯蓄組合連合会

- ・納税資金の備蓄
- ・振替納税又は ダイレクト納付の利用



消費税期限内納付運動実施中!

# 消費税の納税は期限内に

- 消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。 事業資金とは区別して納税資金の備蓄をし、納期限までに確実に納税 しましょう。
- 消費税の納税は、指定預貯金口座からの振替納税やダイレクト納付が 便利で安全です。

#### ※ダイレクト納付とは

電子納税の一種ですが、インターネットバンキングの契約が不要で、 期日を指定して納付することができます。

また、毎月の源泉所得税や法人事業者の法人税・消費税などの納付に もご利用できます。

詳しくは、税務署又は最寄りの金融機関の窓口にお尋ねください。

★ 納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進すること を目的とする団体です。

# 納税は安全・便利で確実な口座振替で!

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。 (ただし、過去に提出済の方は改めて提出する必要はありません。)

平成 26 年分確定申告は

申告所得税及び復興特別所得税の場合 -

3月16日(月)が納付期限ですが 振替納税を利用すると 4月20日(月)にご指定の口座から振替納付されます。

消費税及び地方消費税の場合

3月31日(火)が納付期限ですが 振替納税を利用すると 4月23日(木)にご指定の口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納付期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

# 税についてのご相談は



氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	22-1343	森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島町	25-8585	渡辺 征二	敦賀市結城町	20-0116
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	安久 彰	敦賀市開町	23-0525
橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215	山形 晃	敦賀市三島	22-2511
松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157	濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848
辻 達博	敦賀市中央町	21-1355	中村  淳	敦賀市津内町	22-1343
本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307	加藤智二	敦賀市本町	22-0157
荒本 一俊	敦賀市本町	23-2666	森口春幸	敦賀市結城町	20-0116
橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215	古坂 貴司	若狭町仮屋	62-2218
中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426	竹長 妙	若狭町鳥浜	45-3855
金森 文質	敦賀市本町	22-0157	山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511
竹内 収平	若狭町持田	64-1885	田邉 繁雄	敦賀市中央町	24-0855
藪原 孝夫	敦賀市樫曲	22-4099	税理士法人中村会計	敦賀市津内町	22-1343
税理士法人 TACT	敦賀市結城町	20-0116	税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855
敦賀中央税理士法人	敦賀市本町	22-0157	<sup>税理士法人</sup> 竹長会計わかさ事務所	若狭町鳥浜	45-3855
敦賀中央税理士法人森事務所	敦賀市神楽町	25-7770			

#### 毎年2月23日は税理士記念日です。プラザ萬象において無料申告相談会を開設いたします。

場所	開催日	開催時間	主 催
プラザ萬象第4会議室(敦賀市)	平成27年2月25日(水)	9:30~16:00	北陸税理士会敦賀支部

# 平成27年1月以降、相続税の基礎控除額が引き下げられます。

## 無料税務相談所のお知らせ

北陸税理士会では、下記の要領で無料税務相談を実施しています。

※ご希望の方はあらかじめお電話にてご予約ください。

と き 毎月第1・3水曜日(1月~3月と祝日は除く)、13時~16時の間で、1人30分以内

ところ 福井県税理士会館(福井市日之出5丁目14-25)

電 話 0776-52-0510

内 容 ・一般納税者の税務相談 ・小規模事業者の記帳 ・決算指導

# 敦賀青色申告会

#### 【手書き記帳の方】 パソコンで青色申告はじめませんか?

# パソコン用会計ソフト プルーリターン 人

#### 5つの特徴

- ①低廉な費用で毎年の税制改正に対応
- ②パソコン初心者にもやさしい操作性
- ③青色申告特別控除 65 万円の適用
- ④かんたんイータックス送信機能搭載
- ⑤青色申告会事務局がサポート

無料体験版を今すぐダウンロードできます http://www.bluereturna.jp「ブルーリターン A 本体価格 18,000 円 (税別) 保守料 3 年分 9,000 円 (税別) 合計価格 27,000 円 (税別)

対応 OS Windows8.1/Windows8/Windows7/Vista

#### 【白色申告の方】 青色申告をはじめませんか?

平成26年1月から、事業所得等を有するすべての方に、記帳·帳簿等の保存制度が義務付けられました。 この機会にぜひ、税法上色々な特典のある青色申告をされることをお勧めします。

青色申告会では、記帳や青色申告の仕方について、会員の方々の相談を行っておりますので、お気軽に ご連絡ください!

■お問い合わせ先:敦賀青色申告会事務局(神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL:0770-23-6794)

# 敦賀商工会議所

# 敦賀商工会議所は地域で頑張る皆様をサポートします!



**資金繰りが** 厳しい…

独立開業したい、 お店を始めたい…

専門家に無料で 相談したい…

# まずは私たち敦賀商工会議所にご相談ください!!

創業、経理、資金繰り、税務、労務、人材育成、各種法律、販路開拓、事業承継など、経営に関するお悩みがございましたら、私たちにご相談ください!

(相談無料・秘密厳守)

■お問い合わせ先:敦賀商工会議所 中小企業相談所

TEL: 0770-22-2611 FAX: 0770-24-1311 E-mail: tcci\_soudan@tsuruga.or.jp URL: http://www.tsuruga.or.jp

#### 敦賀小売酒販組合

#### 年齢確認に御協力を!

酒販店では、未成年者飲酒防止の取り組みの一環で、「20歳以上の年齢である事を確認できない場 合には、酒類を販売いたしません」との告知ポスターを掲げております。未成年者の飲酒は、身体に さまざまな悪影響があります。大人になったら、仲間と楽しく適正な飲酒をいたしましょう。

#### -未成年者飲酒防止の5つの理由-

- ① 「脳の機能を低下」させるおそれがあります。
- ② 肝臓をはじめとする「臓器に障害」を起こしやすくなります。
- ③「性ホルモンに異常」が起きるおそれがあります。
- ④「アルコール依存症」になりやすくなります。
- ⑤「未成年者の飲酒を禁じる法律」があります。



# 敦賀間税会

敦賀間税会では「税を考える 週間」活動の一貫として昨年 11月17日に「郊外学習型税金 教室」を開催しました。今回は 敦賀市咸新小学校5年生16名 を迎え、敦賀税務署内の見学や、 教材イラストを利用し税金の大 切さについて授業を実施し、そ の後は大阪税関敦賀税関支署へ 移動して税関の仕事について説 明を受けました。また実際の麻 薬探知犬のデモンストレーショ ンを見学し、迫力満点の犬の働 きに児童は驚きながらも大変興 味深く見学していました。

また、11月10日、28日に は毎年恒例の活動として敦賀市、 美浜町、若狭町の各教育委員会 を通じて「世界の消費税 148 力 国」のクリアファイルを中学3 年生の生徒全員に贈呈しました。

敦賀間税会では、今後もこれ からの社会を担う若い方に向け て税に対する認識を深めていた だく活動を勢力的に進めてまい ります。



敦賀税務署での授業



敦賀税関支署での 麻薬探知犬の デモンストレーション



「世界の消費税」 クリアファイルの贈呈

#### わかさ東商工会

#### さまざまな面から経営をサポートします!

「小規模企業振興基本法」が制定されました。市町村や金融機関等と連携しながら、これまで以上に経営支援を行います。

#### 「小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援!」

窓口相談・各種セミナー・専門家派遣を実施しています。

#### 「全国商工会推奨経理ソフト「ネット de 記帳」の導入支援!」

インターネットを利用した安心・楽々な経理システムです。導入からサポートまで丁寧にサポートします。

経営に関してお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先:わかさ東商工会 (本所)0770-45-0222 (美浜支所)0770-32-0121 (上中支所)0770-62-0088

# 福井県からのお知らせ

# 障害をお持ちの方に対する自動車税の減免制度について

県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが、日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車取得税を減免しています。 自動車税の納税通知書が届きましたら、納期限までに減免申請の手続きをしてください。新たに身体障害者等となられた方については随時申請を受け付けています。



# 自動車税のグリーン化について

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及を図るため、 排出ガス規制・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり(軽課)、新 車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなります(重課)。



- ◎平成 26 年まで重課率が 10% だった自動車も平成 27 年からは 15% となります (バス・トラック以外) 《環境負荷が大きく重課となる自動車》
- ガソリン、LPG 車 ········4 月 1 日現在で新車新規登録後 13 年を超えているもの
- ●ディーゼル車…………4月1日現在で新車新規登録後11年を超えているもの

#### お問い合わせ先

嶺南振興局税務部 TEL: 0770-56-2223

○自動車を取得される場合 福井県税事務所分室 TEL:0776-35-6940

#### 《軽課となる低公害車》

該当する自動車を新車新規登録した年度の、翌年度分の自動車税が軽減されます(翌々年度以降は通常の税率 に戻ります)。

※購入した自動車が軽減車種に該当するか不明な場合は販売店にお問い合わせください。

# 自動車税の登録手続きについて

売買や廃車等により自動車を手放した場合や、住所の変更があった場合は、必ず運輸支局で所定の手続きを行ってください。

自動車税は、毎年4月1日現在の登録に基づき課税されます。

名義変更や抹消の登録手続きを行わない限り、課税されることになります。

■登録についてのお問い合わせ先

中部運輸局福井運輸支局 TEL:050-5540-2057 (テレホンサービス) ※なお、軽自動車税については、お住まいの市町にお問い合わせください。



# 軽自動車税 税制改正のお知らせ

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成 28 年度課税から軽自動車税の税率が変更となります。 また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車について、重課が 導入されます。

なお、今後の税制改正により税率が変更となる場合があります。

#### 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等

28 年度課税から、次の車種について新税率が適用されます。なお、下記の税率は敦賀市のものを記載しております。

車種区分		税率	(年税額)
	平性区方	平成 27 年度まで	平成 28 年度から
	50cc 以下	1,000円	2,000円
  原動機付自転車	50cc 超~ 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超~ 125cc 以下	1,600円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪	125cc 超~ 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,000 円	2,000 円
1.云4冰日割市	その他	4,700 円	5,900 円

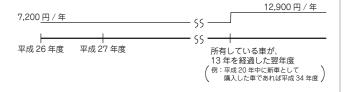
#### 三輪、四輪の軽自動車

28 年度課税から三輪及び四輪の軽自動車について、条件によって新税率が適用されます。

車種区分				税 率 (年税額)			
				平成27年3月31日までに 最初の新規検査をした車両(I)	平成 27 年 4 月 1 日以後に 最初の新規検査をした車両(I)	最初の新規検査から 13 年を経過した車両(Ⅲ)	
	三輪			3,100円	3,900 円	4,600円	
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900 円	8,200 円	
			自家用	7,200 円	10,800円	12,900 円	
		貨物用 -	営業用	3,000円	3,800 円	4,500 円	
			自家用	4,000 円	5,000円	6,000円	

- (I) 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした軽自動車については、現在の税率から変更はありません。 ただし、平成28年度課税から(Ⅲ)に該当する場合があります。
- (Ⅱ) 平成27年度4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。
- (II) 最初の新規検査から 13 年経過した三輪、四輪の軽自動車について、重課が導入されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。

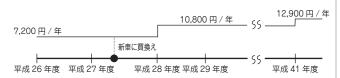
#### ●平成 27 年 2 月現在、 軽自動車を所有している場合



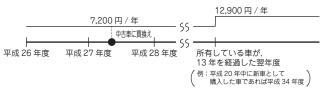
#### ●平成27年2月に新車に買い替えた場合



#### ●平成27年5月に新車に買い替えた場合



#### ●平成27年5月に中古車に買い替えた場合



# 公益社団法人敦賀法人会

敦賀法人会は時代を担う青少年の租税教育の推進と 地域社会の健全な発展と活性化に貢献することを目的として活動を展開しております。

# 租税教育活動(税金教室

次代を担う子供たちに税の大切さを少しでも理解してもらうため、青年部 が中心となって、管内14校の小学6年生を対象に税金教室を行いました。











税金によって、現在の自分たちの安心や安全が確保され、快適な生活が支 えられていることに気付いてもらいたいと思い、取り組んでいます。この税金教 室が、税金の大切さや重要性を考える「きっかけ」となり、子供たちがすばらし い未来を築いていくことを願っています。 青年部会長 谷口直利























敦賀市神楽町2丁目1-4(商工会館ビル3F) TEL: 0770-25-4700